

令和7年
7月1日～

建築基準法第12条に基づく 定期報告の調査・検査区分を変更！

- 建築基準法の告示改正(令和6年6月、令和7年1月)により、**特定建築物調査の調査項目の一部が、建築設備検査又は防火設備検査に移行されます。**
- 大阪府では、大阪府建築基準法施行細則(以下「府細則」)に規定し、**移行する項目の一部を特定建築物調査にて従前どおりに調査します。**
- 報告様式は、大阪建築防災センターのHPからダウンロードをお願いします。

特定建築物調査から建築設備検査に移行する調査項目等

【調査項目】・換気設備、排煙設備、可動式防煙壁、非常用照明の「作動の状況」
・換気設備、非常用照明の「物品の放置状況」

1-1 学校・学校施設の体育館、ボーリング場・スケート場・水泳場・スポーツ練習場・体育館、非常用EVを設置していないサービス付高齢者住宅、非常用EVを設置していない共同住宅

特定建築物調査	建築設備検査
実施 ※告示改正前と同様(府細則に規定)	調査対象外

1-2 1-1以外 ※定期報告が必要な事務所のうち、階数が4以下または床面積1000m²以下のもの(以下「小規模民間事務所等」)を除く

特定建築物定期調査	建築設備検査
自然排煙に係る可動式防煙壁以外 実施	実施 ※告示改正による
自然排煙に係る可動式防煙壁 実施 ※告示改正前と同様(府細則に規定)	調査対象外

※注意 他の府内特定行政庁とは、調査・検査の項目が一部異なります。

特定建築物調査にて確認する常時閉鎖式防火扉の調査項目(R7.7.1以前と同様)

【調査項目】常時閉鎖式防火扉の 物品の放置状況 扉の取付けの状況 劣化及び損傷状況
固定の状況 作動の状況(運動エネルギー等を含む)
※小規模民間事務所等にあつては堅穴区画を構成する部分の防火扉に限る

2 定期報告が必要なすべての用途

特定建築物調査	防火設備検査
常閉防火扉の調査を実施 ※告示改正前と同様(府細則に規定)	随閉防火扉の検査のみ実施

※各調査(1-1、1-2、2)で移行等する項目の詳細は裏面を参照

各調査（ 1-1、 1-2、 2 ）で移行等する項目の詳細



：移行しない調査項目（府細則に規定）



：移行する調査項目

1-1

特定建築物調査

建築設備検査

作動
(作動するかどうか)

物品の放置状況

調査対象外

1-2

特定建築物定期調査

建築設備検査

自然排煙に係る可動式防煙壁以外

作動
(作動するかどうか)



作動
(作動するかどうか)

物品の放置状況



物品の放置状況

自然排煙に係る可動式防煙壁

作動
(作動するかどうか)

調査対象外

2

特定建築物調査

防火設備検査

常時閉鎖式防火扉

物品の放置状況

扉の取付けの状況

劣化及び損傷状況

固定の状況

作動の状況
(運動エネルギー等を含む)

随時閉鎖式防火扉の検査のみ実施
※告示改正前と同様

【お問合せ先】 TEL：06-6210-9726

大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築安全課 監察・指導グループ

※下記以外の市における定期報告の問合せについては、各市へお問い合わせください。

《大阪府が所管する市町村》

能勢町、豊能町、島本町、摂津市、交野市、四條畷市、大東市、柏原市、松原市、藤井寺市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市、大阪狭山市、高石市、泉大津市、忠岡町、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町